

栃木労働局「**今月(5月)のおすすめ情報**」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



～今月のおすすめ情報～



局HPのトップページのここに掲載しています！

① 令和4年度雇用保険料率に変更になります。

- ・令和4年4月から、事業主負担の保険料率に変更になります。
- ・令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。
- ・年度途中から保険料率が変わりますので、令和4年度の年度更新における概算保険料（雇用保険分）算定は、雇用保険料率の適用期間ごとに算定することとなります。

〈雇用保険料率改正の詳細はこちら〉

<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>



区分	適用期間	標準報酬月額	標準報酬日額	事業主負担率	労働者負担率	合計負担率
標準報酬月額10万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	100,000未満	8,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	100,000未満	8,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額10万円以上20万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	100,000以上200,000未満	8,333以上16,666未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	100,000以上200,000未満	8,333以上16,666未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額20万円以上30万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	200,000以上300,000未満	16,666以上25,000未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	200,000以上300,000未満	16,666以上25,000未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額30万円以上40万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	300,000以上400,000未満	25,000以上33,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	300,000以上400,000未満	25,000以上33,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額40万円以上50万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	400,000以上500,000未満	33,333以上41,666未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	400,000以上500,000未満	33,333以上41,666未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額50万円以上60万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	500,000以上600,000未満	41,666以上50,000未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	500,000以上600,000未満	41,666以上50,000未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額60万円以上70万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	600,000以上700,000未満	50,000以上58,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	600,000以上700,000未満	50,000以上58,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額70万円以上80万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	700,000以上800,000未満	58,333以上66,666未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	700,000以上800,000未満	58,333以上66,666未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額80万円以上90万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	800,000以上900,000未満	66,666以上75,000未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	800,000以上900,000未満	66,666以上75,000未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額90万円以上100万円未満	令和4年4月1日～令和4年9月30日	900,000以上1,000,000未満	75,000以上83,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	900,000以上1,000,000未満	75,000以上83,333未満	0.12%	0.06%	0.18%
標準報酬月額100万円以上	令和4年4月1日～令和4年9月30日	1,000,000以上	83,333以上	0.12%	0.06%	0.18%
	令和4年10月1日～令和4年3月31日	1,000,000以上	83,333以上	0.12%	0.06%	0.18%

② 「人への投資」成長分野などの人材育成や定着に向けた支援

◆ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）新設

（令和4年4月1日雇い入れから適用）

デジタル関係、グリーン・カーボンニュートラル関係業務に従事させる事業主が、高齢者や障害者、母子家庭の母等、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する事業主に対して助成。

雇い入れ1ヶ月以内に「成長分野の事業内容、対象労働者の従事する業務内容を記載」した実施計画書を、紹介ハローワークへ提出。
実施計画書を提出後、該当となる場合、支給額は現行コースの1.5倍。



③ 5月は労働保険電子申請利用促進月間です

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

★ いつでもどこでも手続き可能！

労働局などの窓口に出向かず、待ち時間がなく、24時間365日、自宅やオフィスから申請や届出ができます。

★ 簡単・スピーディに申請！

申請書類への記入もデータでスピーディに処理でき、毎年提出する年度更新申告なら、前年度の情報を取り込めるので、変更や修正だけ。入力チェック機能等で記入漏れ等も防げます。

★ ムダな時間やコストも削減！

用紙の入手が不要。内容により複数の手続きをまとめて申請でき、申請のための移動費・人件費などコストを削減できます。

〈電子申請の詳細はこちら〉

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html



④ 新たなるくるみ認定制度が始まりました！

4月1日から、新たな認定制度「トライくるみ」が創設され、さらに、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度が新設されました。



★ポイント1

くるみ認定及びプラチナくるみ認定の認定基準を引き上げます。

【新たなるくるみマーク】



※「おくるみ」の色が淡いピンク色

★ポイント2

新たな認定制度「**トライくるみ**」が**新設**されました。トライくるみの認定基準は、現行のくるみ認定と同様です。



プラチナくるみマークの変更はありません



※「おくるみ」の色が淡い黄緑色

★ポイント3

不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定する制度が新設されました。3種類のくるみマークに、**それぞれ「プラス」が追加**されます。

「くるみプラス」



プラス
不妊治療と仕事との両立もサポートしています

「トライくるみプラス」



プラス
不妊治療と仕事との両立もサポートしています

「プラチナくるみプラス」



プラス
不妊治療と仕事との両立もサポートしています

⑤ 求職者・求人者マイページがさらに便利になりました！（令和4年3月22日から）

◆**求職者マイページ**は、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

【新たに、以下の機能が追加されました。】

- ・「**求職公開**」をすることで**求人者からの応募依頼のメッセージや求人情報を直接受けること（直接リクエスト）**ができます！

※求人者マイページを開設し、かつ、「オンライン自主応募可」としている事業所の求人に限られます。



◆**求人者マイページ**は、求人の手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業所向けの専用ページです。

【新たに、以下の機能が追加されました。】

- ・**自社求人に応募してほしい求職者への応募依頼のメッセージや求人情報を直接送信すること（直接リクエスト）**ができます！

※求職者マイページを開設し、かつ、「求職公開」をしている方に限られます。



●求職者・求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。スマートフォンからも利用可能ですので、是非ともご利用ください。



⑥ 年度始めに「確かめよう労働条件！」、「36協定届の提出前にまずチェック！」

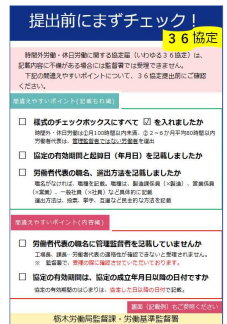
○ポータルサイト「**確かめよう労働条件**」では、働いている方と事業者の方に役立つ情報を掲載しています。年度始めに、是非ご利用願います。



○時間外労働・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定届）について、間違いやすいポイントを記載したリーフレット（右のQRコード参照）をご活用いただき、労働基準監督署への届出前に、事前のチェックをお願いします。



※上記ポータルサイトに、36協定届作成支援ツールを掲載していますのでご利用ください。



⑦ 行動災害を防止しましょう！

栃木県内の休業4日以上労働災害が**4年連続**で**増加**しています。この要因には「転倒」などの作業動作を起因とする『行動災害』の**増加**と『高年齢労働者の労働災害』の**増加**があります。

「STOP！転倒災害プロジェクトin栃木」資料（右のQRコード上）と「エイジフレンドリーガイドライン」資料（右のQRコード下）を参考に行動災害防止に努めましょう。

